

平成22年度第1回道産食品独自認証制度運営委員会議事録要旨

日時：平成22年8月31日（火）13:30～14:00

場所：北海道庁7階 農政部第1中会議室

○ 開会

（小石主幹）

定刻となりましたので、ただ今から平成22年度第1回道産食品独自認証制度運営委員会を開催します。

○ 委員等紹介

（小石主幹）

関係者の紹介等について、食品政策課小野塚課長より申し上げます。

（小野塚課長）

運営委員の皆様を紹介

・石川委員 ・伊藤委員 ・氏家委員 ・清水委員 ・武田委員 ・前濱委員

欠席された委員

・大西委員 ・長屋委員

認証機関等の皆様を紹介

・地方独立行政法人北海道立総合研究機構
食品加工研究センター食品開発部 田中部長
・(財)日本穀物検定協会北海道支部 温井検査員、櫻田検査員
・(社)北海道水産物検査会 石ヶ守専務

道の出席者を紹介

・坂井推進監、小石主幹

その他道側の出席者の紹介は名簿配布をもって省略

最後に、私は食品政策課の小野塚です。

○ 委員会の成立

（小野塚課長）

委員総数8名中6名の出席となりますが、道産食品独自認証制度運営委員会設置要領第5の2の規程にある出席委員の数の2分の1を超えており、本会議が成立していることを報告します。

○ 委員長及び副委員長の選出

(小野塚課長)

道産食品独自認証制度運営委員会設置要領第3の規定により、この委員会に、委員長、副委員長をおき、委員長は委員の互選によることとなっております。

本来であれば、仮議長を立てるなどの方法により、委員長を選出していただくこととなりますが、この事業では事業取り進めの事務的事情から、委員任期が1年間とされており、毎年、委員長、副委員長を選出しなければなりません。

そこで、事務局としましては、誠に僭越ではございますが、平成16年度、本運営委員会創設以来、委員長をお引き受けいただいている伊藤委員に引き続き委員長を引き受けていただき、また、同様に清水委員に副委員長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、委員長には伊藤委員、副委員長には清水委員と決定させていただきます。伊藤委員長には、この後の会議進行をお願いしたいので、委員長席に移動願います。

○ 委員長就任あいさつ

(伊藤委員長)

本年度も引き続き委員長を仰せつかることになりました。

一言ごあいさつを申し上げます。

独自認証制度も、平成16年の創設以来、早いもので7年目を迎えるところでありますが、消費者の食の安全・安心に対する関心は、うなぎなどの偽装表示や、宮崎県での口蹄疫の発生などが見られる中で、これまで以上に高まるものと考えているところです。

この独自認証制度は、消費者が求める安全・安心に対し、自信をもって国内外に発信できる道産食品を積極的に認証する仕組みであり、認証対象品目も昨年度基準策定した、生ハムやビール、魚醤油を加え、21品目に拡大し、また、認証品も52社71商品が認証されており、今後一層その役割が高まるものと考えているところでありますが、消費者等への認知度が低いなどの課題が見られる中、制度のPRや認証品の販路拡大といった取組がますます重要であると考えておりますので、委員の皆様はじめ関係者の御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、清水副委員長をはじめ、委員の皆さんとともに制度の発展に向け、努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議事

(1) 認証基準の一部改正（非加熱食肉製品（生ハム））について

(伊藤委員長)

事務局より説明願います。

(小石主幹)

資料1-1「非加熱食肉製品（生ハム）認証基準の一部改正について（新旧対照表）」、資料1-2「非加熱食肉製品（生ハム）認証基準（案）」、参考資料1「食料・農業・農村基本計画（抜粋）」に基づき説明

非加熱食肉製品（生ハム）の認証基準につきましては、平成22年2月15日に開催した平成21年度第2回制度運営委員会で賛同いただき、3月11日付けで決定したところですが、その一部につきましては、今回改正を行おうとするものであります。

改正内容につきましては、資料1-1にありますように、第3の「主たる原材料」について、右側にあります「主たる原材料の豚肉は道内において、出生から肥育、と畜されたものとする」となっているものを、左側の改正後にありますように、ただ今の内容に加えて、「生産した農場及び飼養管理の記録等が確認できるものとする」など、現行の加熱ハム類の基準と同様に農場等の一定のトレーサブル性が可能であることを求めるということと、第4の表示に関する2の内容について、第3の改正に合わせ現行の加熱ハム類と同様の取扱いにしようとするものであります。

改正の理由につきましては、参考資料1を御覧いただきたいのですが、3月30日に閣議決定された国の新たな「食料・農業・農村基本計画」において、18ページにありますように、「食の安全と消費者の信頼の確保」に向けたエの「流通段階における取組」として、食品のトレーサビリティの導入に関し、取組の充実・拡大を図っていく旨の記述が盛り込まれたところです。

このようにトレーサビリティの導入が強く求められている中で、高いレベルの安全・安心を目指すきらりっぷ制度の基準においては、生産農場や飼養管理の記録等が確認できる状況であることが改めて大事であると判断し、従来の加熱ハム類と同様の基準にしようとするものであり、御理解をいただきたいと思っております。

なお、生ハムの認証基準策定に携わって頂いた畜産物基準検討委員会の皆様には、当方から直接お会いして変更の趣旨などを説明し、いずれも、改正に賛同する旨の回答をいただいていることを御報告させていただきます。

また、併せてお知らせしたいと思っておりますが、平成22年3月26日に開催した平成21年度の第3回制度運営委員会において、加熱ハムのハム類認証基準のうち「主たる原材料」の基準については、生ハムの認証基準に合わせて改正する方向で委員の皆様のご了解を頂戴しておりましたが、先ほど申し上げた理由により、改正は行わず、従来の内容で進めることとしたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

(伊藤委員長)

ただ今の説明に関し、何か御意見、御質問はありませんか。

(温井検査員(穀検))

事業者への周知の仕方ですが、どのように行うのですか。

ハムの団体を通じて行うのか、個々の食品事業者に行うのか、道のホームページにより行うのか、そのへんのところはどうか。

(小石主幹)

認証基準の周知については、新規・改正ともに、関係団体、認証事業者、認証機関などに通知文でお知らせします。

また、道庁のホームページに掲載することになります。

(伊藤委員長)

他に御意見、御質問はありませんか。

(伊藤委員長)

他に意見がないようですので、認証基準の一部改正については、原案どおり決定します。

また、事務局から説明のありました加熱ハム、ソーセージ、ベーコンの認証基準つきましても、変更しないで、従来の基準内容で進めることで御了解いただきたいと思います。

(2) その他

(伊藤委員長)

事務局より説明願います。

(小石主幹)

事務局が用意している案件は特にございません。

(伊藤委員長)

その他、委員の方から何かございませんか。

(武田委員)

今回、初めて運営委員会に出席したのですが、加熱ハムはもとのままということについて、どのようなことなのか。

(小石主幹)

資料1－2の主たる原材料のところですが、ハム、ソーセージ、ベーコンといった三つの加熱ハム類がありますが、もともと、この第3の基準内容が適用されております。

生ハムの基準検討の際に、業界から、豚の場合トレーサビリティがなかなか難しいという実情を踏まえた対応を求められたことを受け、加熱ハムの基準とは異なる整理をし、加熱ハム類の方もそれに合わせようとしたのですが、トレーサビリティの一層の導入を進める国の動きなども踏まえ、生ハムの基準を従来の加熱ハムの基準と同様の内容に改正し、加熱ハム類は従来どおりの基準で対応するという事です。

(伊藤委員長)

他に何かありますか。

特にないようでしたら、本委員会の議事はこれで終了します。

議事進行を事務局に戻します。

○ 閉会

(小石主幹)

長時間の御審議ありがとうございました。

これを持ちまして運営委員会を終了させていただきます。